

## 関係法令 &lt;1&gt;

技研興業株式会社  
テクノシールド事業本部

## 申請書類(放射線発生装置の新規設置)

関係法令	申請先と申請時期	提出書類
<p><b>放射線障害防止法</b>(許可申請) :文部科学省</p> <p>放射線発生装置の使用をしようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。(法第3第1項 使用の許可)</p> <p>この許可使用者が、放射線同位元素等の使用方法・種類・数量又は発生装置の使用法・性能及び使用施設の構造等を変更する場合は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。(法第10条2項 使用施設等の変更) 変更許可申請</p>	<p>文部科学大臣 (文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室)</p> <p>放射線発生装置の使用開始から3～4ヶ月前に許可申請書を提出しておく。</p>	<p>許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出する。(法第3条第2項 使用の許可)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>2. 放射線発生装置の場合は、種類、台数および性能</li> <li>3. 使用の目的及び方法</li> <li>4. 使用の場所</li> <li>5. 放射線発生装置の使用をする施設の位置、構造及び設備</li> </ol> <p>法第3条第2項の規定により、許可申請書に次の事項を記載した書類を添える。(政令第3条 規則第2条 使用の許可の申請)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人にあっては、登記事項証明書</li> <li>2. 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面</li> <li>3. 使用施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図</li> <li>4. 使用施設の各室の間取り及び用途、出入口、管理区域並びに標識をつける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図</li> <li>5. 使用施設の主要部分の縮尺を付けた断面詳細図</li> <li>6. 使用施設の構造基準に適合することを示す書面及び図面並びに工場又は事業所に隣接する区域の状況を記載した書面</li> <li>7. インターロックを設ける場合には、放射線発生装置の使用をする室の平面図であって出入口及び自動的に表示する装置又はインターロックを設ける箇所を示したもの並びにインターロックの種類及び機能の詳細を記載した書面</li> <li>8. 放射線発生装置の使用の方法の詳細及び放射線障害を防止するために講ずる処置を記載した書面</li> </ol>

<p><b>医療法施行規則(届出):厚生労働省</b></p> <p>病院又は診療所の管理者は、診療の用に供する放射線発生装置を備えようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届出る。(第 25 条 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出)</p> <p>病院管理者は、診療用放射線同位元素等の使用方法・種類・数量又は発生装置の使用方法・性能及び使用施設の構造設備を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届出る。 (第 29 条 変更等の届出)</p>	<p>病院の所在地の都道府県知事 (各都道府県の保健所)</p> <p>「厚生労働省と文部科学省で連絡が行われるため、文部科学省の許可申請と同時期に届出る。」</p>	<p>病院の管理者は、次に掲げる事項を病院所在地の都道府県知事に届出る。(第 25 条 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院又は診療所の名称及び所在地</li> <li>2. 診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式及び台数</li> <li>3. 診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力</li> <li>4. 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要</li> <li>5. 診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴</li> <li>6. 予定使用開始時期</li> </ol>
<p><b>労働安全衛生法 (電離放射線障害防止規則)</b> (届出)</p> <p>:厚生労働省</p> <p>事業場が一定の危険・有害な機械設備等(各放射線機装置)を設置、移転若しくは変更する場合には、工事開始の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長にその計画を届出る。(第 88 条 計画の届出等)</p>	<p>所轄労働基準監督署長</p> <p>工事開始の30日前までに届出る。</p>	<p>病院の管理者は、届出様式に管理区域を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。</p>
<p><b>電波法(許可):総務省</b></p> <p>10 キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるものを設置する者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。(第 100 条 高周波利用設備)</p>	<p>電気通信監理局</p> <p>直線型加速装置(リニアック装置)及びMRI、サイバーナイフは高周波を発信するため、装置据付け前に電波法にもとづき、最寄りの電気通信監理局に申請し、許可を受ける。</p>	<p>高周波利用施設設備変更許可申請書に次に掲げる事項を添付して提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 装置の詳細データ</li> <li>2. 使用施設の平面図</li> <li>3. 設置場所付近の建物等の状況を示す図面</li> </ol>